

【総務委員会】

○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、令和6年度に限り臨時経済対策費、給与改定費及び臨時財政対策債償還基金費を設ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基準財政需要額の算定方法の改正

- 1 経済対策の事業の円滑な実施に必要となる財源を措置するため、令和6年度に限り、「臨時経済対策費」を設けること。
- 2 地方公務員の給与改定に必要となる財源を措置するため、令和6年度に限り、「給与改定費」を設けること。
- 3 臨時財政対策債の償還に要する経費の財源を措置するため、令和6年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」を設けること。
- 4 臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額について、令和7年度にあつては、臨時財政対策債償還基金費の額の100分の50に相当する額を、令和8年度にあつては、当該額を臨時財政対策債償還基金費の額から控除した額を、それぞれ控除する特例を設けること。
- 5 令和6年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、令和6年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とすること。

二 地方交付税の総額の特例

- 1 令和6年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円について、その活用を取りやめること。
- 2 令和6年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を改正すること。
- 3 令和6年度分の地方交付税の額の一部を、同年度内に交付しないで、令和7年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとすること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

○地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、地方公務員について、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律について、国家公務員と同様に改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地方公務員の部分休業制度において、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で勤務しないことができる形態を選択可能とするとともに、非常勤職員について、対象となる子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子に拡大すること。
- 二 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。